

# 一般社団法人日本癌治療学会理事選任規程

## (適用)

第1条 この規程は、一般社団法人日本癌治療学会（以下、「本法人」と略す。）の理事選任について、本法人定款施行細則第5条に規定することのほか、以下のとおり定めるものとする。

## (専門科理事数の上限及び定数)

第2条 理事の専門科別の上限と定数を以下のとおり定める。

- 1 単一の専門科からは半数を超えてはならない。
- 2 各専門科の理事の定数を設け、選挙代議員が13名以上の専門科において選挙代議員13名に対し1名の割合で専門科理事の定数とする。13名に満たない専門科群についてはこれを合計してこの専門科群の定数を設定する。
- 3 各専門科の定数の合計が25名に満たない場合、専門科別の選挙代議員数を考慮して定数の調整を行い、合計を25名とする。

## (選任の手続き)

第3条 理事の選任の手続きは次のとおりとする。

- 1 専門科ごとに、その専門科の定数の当選者を、得票順に決める。ただし、得票数0の場合は当選者とししない。
- 2 選挙代議員が13名に満たず、選挙代議員数を合計した専門科群における当選者は、1専門科で1名を越えてはならない。
- 3 定数に満たない専門科が生じた場合、専門科に関わらず、得票の多い順に当選として合計25名以内とする。

## (欠員の補充)

第4条 理事欠員の補充は、欠員が出た専門科と同一専門科の次点者から選ぶ。ただし、同一専門科の次点者がいない場合は、前条第2項の規定を適用する。

## (定定数等)

第5条 この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

## 附則

- 1 この規程は、平成26年8月27日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年2月6日から施行する。
- 3 この規程は、平成5年9月5日から施行する。